

大阪府における医療的ケアに関する会議の目的と構成について

①

医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会関係

会議名	会議目的	構成メンバー	開催頻度
大阪府障がい者自立支援協議会 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会	大阪府内における医療依存度の高い重症心身障がい児者等が安心して地域生活を送れるよう、関係機関との支援にかかる調査審議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行う。	【委員】 ・府医師会 ・府歯科医師会 ・府薬剤師会 ・府小児科医会 ・府病院協会 ・府私立病院協会 ・府看護協会 ・府訪問看護ステーション協会 ・当事者団体（2団体） ・学識経験者 ・府重症心身障がい児者地域生活支援センター	2回/年予定
大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議	医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援施策の庁内での一体的な推進を図り、関係部局の相互協力、情報共有、連携、上記部会の円滑な運営を行う。	・福祉部（子ども室、障がい福祉室） ・教育庁（高等学校課、支援教育課、私学課） ・健康医療部（保険医療企画課、地域保健課）	2回/年予定

大阪府における医療的ケアに関する会議の目的と構成について

②

難病児者支援対策会議関係

会議名	会議目的	構成メンバー	開催頻度
大阪府難病児者支援対策会議	大阪府の難病患者や慢性疾患児童（以下「難病患者」という。）の安定的な療養生活の実現のため、各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し、難病対策の維持向上を図る。	【委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・府難病診療連携拠点病院代表(2医療機関) ・小児医療の核となる病院 ・母子の診療における中心的病院 ・府医師会 ・府歯科医師会 ・府薬剤師会 ・訪問看護ステーション協会 ・福祉関係団体（2団体） ・労働関係団体 ・教育関係団体 ・当事者団体（2団体） 【オブザーバー】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・大阪難病相談支援センター ・大阪難病医療情報センター 	2回/年予定
大阪府難病児者支援対策会議事務局会議	「大阪府難病児者支援対策会議」の円滑な運営及び効果的な難病施策の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部 ・商工労働部 ・教育庁 ・健康医療部（府保健所含む） ・政令中核市保健所（保健センター） 	2回/年予定

大阪府における医療的ケアに関する会議の目的と構成について

③

府立支援学校医療的ケア検討委員会関係

会議名	会議目的	構成メンバー	開催頻度
大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会	医療的ケアに関する諸課題について、各分野の専門家等との意見交換を通じ、府立支援学校における医療的ケアの充実を図る。	【委員】 ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 ・看護師 ・学識経験者 ・学校長 ・支援学校児童生徒の保護者 ・関係行政機関職員	3回/年予定